

1 はじめに

部活動は、興味と関心をもつ同好の生徒が、部活動を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、その部活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であり、部活動の教育的意義は大きく、個性の伸長や規範意識の高揚、異年齢での人間関係の構築等、大きな役割を果たしている。また、日ごろの練習の成果を大会やコンクール等で発揮することにより、達成感や充実感又は口惜しさなどを味わうことは、人間形成にとって重要な機会であり、植水中学校の学校教育目標「自ら輝け 夢をつかめ」～笑顔・感動、はつらつ植水～を育成する大変意義ある教育活動の一つである。

植水中学校部活動に係る方針は、部活動の意義や目的を改めて確認し、生徒や保護者、指導者にとっても、安全で充実した活動となり、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指す。

2 部活動の意義

生徒の興味関心を基に、スポーツや文化、科学等に親しませ、諸活動への意欲の向上や、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力に資するもの。

学校教育の一貫として行われる部活動は、異年齢との交流の中で人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高く、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現のために効果をもたらすことが期待される。

また、教員にとっても、生徒とコミュニケーションを図り、授業では見られない生徒の長所や特徴を発見したり、良好な人間関係を形成したりする場として有効に活用することができるなど、重要な役割を担っている。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 年間の活動計画の策定等

ア 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会参加等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、活動方針及び上記の活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるようにする。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教員の部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

4 部活動の適切な休養日の設定について

(1) 休養日の設定や活動時間は、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で、やむを得ず休養日を設定せずに活動した場合は、休養日を他の日に振替える。

イ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日（8月11日から8月15日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は、休養期間とする。

ウ 1日の活動時間は、平日は2時間程度（準備、片づけを含めて3時間以内）、休業日は3時間程度（準備、片づけ、移動を含めて4時間程度）とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的・効果的な活動を行う。

- (2) 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、(1)の休養日数と同数以上になるように設定する。
- (3) 休養日の設定に当たっては、保護者の要望なども取り入れながら設定する。
また、部活動等を欠席したい旨の申し出があった場合についても、適切に対応する。

5 部活動の種類

本校における部活動の種類は、以下のとおりとする。

部活動名	対 象	主な活動場所
野 球	男女混合	グラウンド
サッカー	男女混合	グラウンド
バレーボール	男子・女子	体育館
バスケットボール	男子・女子	体育館
卓 球	男子・女子	武道場
吹奏楽	男女混合	音楽室
美 術	男女混合	美術室
科 学	男女混合	第1理科室
生 活	男女混合	3組教室

6 活動日時

(1) 活動日時

ア 平日

- ・活動日 月・火・水・木・金
※1日以上の休養日を設定する。
- ・活動時間

放課後の活動時間 と完全下校時刻	期 間	活動終了時刻	完全下校時刻
	前年度卒業式～新人戦終了の週まで	17:45	18:00
	新人戦終了後～10/31	17:15	17:30
	10/31 ～ 1/31	16:45	17:00
	2/1 ～ 卒業式	17:15	17:30

- (ア) 準備、片づけを含めて3時間程度とする。
- (イ) 10月は新人戦市大会終了まで、活動時間16:00～17:45 完全下校時刻18:00 とする。
- (ウ) 顧問の申し出により、大会2週間前から大会当日まで、6時間授業の日に限り、活動を30分まで延長（最終時刻延長）することができる。
- (エ) 短縮授業等の際は、委員会等の他の活動予定を考慮の上、最終下校時刻を変更する可能性がある。

イ 休日

- ・活動日 土、日、祝日
※1週間の土曜日、日曜日、祝日のうち1日以上の休養日を設定する。
- ・活動時間 午前8:30～12:30 午後13:00～17:00
※準備、片づけ、移動を含めて、4時間程度

ウ 長期休業中

- ・活動日 月・火・水・木・金・土・日・祝日
※1週間の活動中、月～金で1日以上、土日祝日で1日以上の休養日を設定する。
- ・活動時間 午前8:30～12:30 午後13:00～17:00
※準備、片づけ、移動を含めて、4時間程度

エ 部活動中止

- ・定期テスト前1週間及び定期テスト当日
- ・夏季学校閉庁日 8月11日～ 8月15日
- ・年末年始閉庁日 12月29日～ 1月 4日
- ・気温が35℃を超える日
- ・その他、校長が特別に定める日
※新年度4月当初、勤務日第1日目は、学校組織編成決定のため部活動中止とする。

(2) 大会・コンクール前の活動について

- ・学校総合体育大会、新人体育大会、冬季大会、吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテスト、西区大会の1か月前の期間においては、試合に向けたチーム及び選手の調整、けが防止などの観点から、連続7日間以上の活動とならないよう、休養日の設定を週1日以上とすることができる。ただし、大会終了後、上記活動日の設定による休養日の振替を、適切に設定（部活動中止期間等を含む）する。
- ・上記の大会・コンクール以外の大会・コンクール等の活動が日曜日等に予定されており、土曜日、日曜日と続けて活動する等の場合は、大会・コンクール終了後、休養日の振替を適切に設定（部活動中止期間等を含む）する。

(3) 活動計画

- ・各部活動で、1か月分の活動予定を作成し、部員に配布する。

7 部活動の指導

(1) 部活動の指導は、顧問または部活動指導員の責任において行う。

(2) 部活動には必要に応じて、教育委員会の承認を得て部活動サポーターを置くことができる。

(3) 適切かつ効果的な指導の実施に向けて、以下の点に留意する。

- ア 生徒が主体的に自立して取り組む力を育成する
- イ 科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導を実施する
- ウ 生徒の心理面を考慮した肯定的な指導を実施する
- エ 生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導を実施する
- オ 指導者と生徒の信頼関係を築く
- カ 上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくりを行う
- キ 事故防止、安全確保、体調管理に注意した指導を実施する
- ク 体罰、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、容姿等を否定したりするような発言や行為を行わない

8 部活動の引率

(1) 校外における練習または大会のため遠征する場合は、事前に引率届を校長に提出する。

(2) 引率については、顧問、部活動指導員または保護者の責任において行う。

(3) 移動については可能な限り公共交通機関を利用する。自転車を利用する場合は、生徒にヘルメットを着用させ、顧問、部活動指導員または保護者のいずれかが引率し、途中の安全に配慮する。

9 入部・継続手続き

(1) 入部について

- ・部活動は、原則として全員加入とする。ただし、放課後の活動を保護者の責任において保障する場合は、部活動に加入しなくてもよいものとする。
- ・1週間の仮入部期間を設定する。
- ・期日までに入部届を、担任を通して顧問に提出する。

(2) 継続手続きについて

期日までに継続届を、担任を通して顧問に提出する。

10 活動費

(1) 年1回1,000円を、PTA部活動委員会が集金し、各部活動の活動費の補助に充てる。

(2) 各部活動へは、生徒会費から活動費を支給する。

(3) 各部活動ごとに活動に必要な金額を部費として集金する。

11 保険

顧問が、引率、指導する活動において、スポーツ振興センターの災害給付金の対象とする。